平成２２年（フ）第３８４号
北海道旭川市永山１条１丁目２番19号　かぎやハイツ１－ａ号室
債務者　磯部　重樹
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０１号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区１号棟502号室
債務者　寺山　学臣
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０２号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区１号棟502号室
債務者　寺山　優美（旧姓森山・菊田）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０号
釧路市春採２丁目19番12号
債務者　田中　寿路
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０７号
横浜市旭区本宿町70番地１　ベルハイツＡ202号
債務者　石井　　進
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５９号
川崎市川崎区出来野７番５号　サクラハイム出来野103
債務者　赤平　光敬
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
川崎市幸区古市場1864番地　市岡ビル203
債務者　木村マリタ　メンドウーザこと　ＫＩＭＵＲＡ　ＭＡＲＩＴＡ　ＭＥＮＤＯＺＡ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
長野県佐久市塚原373番地２
債務者　井出　由佳
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４４３号
愛知県豊田市荒井町寿田69番地
債務者　山田　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
島根県益田市高津１丁目44番21号
債務者　石川久美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第６３９号
岡山県加賀郡吉備中央町上田東1780番地
債務者　山名　幹子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０２号
岡山県倉敷市児島赤崎３丁目６番３号
債務者　谷川　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３０号
岡山県赤磐市河田原302番地
債務者　田坂　博美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３５号
岡山市中区平井３丁目1062番地１
債務者　森岡真由美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１７１号
東京都東大和市清原３丁目１―22―401
債務者　白石　慶子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部